

V 訴訟対応

現在、各自治体の個人情報保護制度は、おおむね共通して個人情報の記録の開示と訂正についての請求権を設けており、そのほかに個人情報の記録の削除、目的外利用等の中止についての請求権を設けているが、これらの請求に対する自治体の実施機関の諾否の決定は、行政処分と解されている。

この行政処分により不利益を被った請求者は、一般的には、簡易迅速な手続による権利利益の救済手段としての行政不服審査法に基づく審査請求または異議申立てを経て、なおその結果に不服がある場合に行政処分の取消しを求める訴えの提起がされるが、各自治体の個人情報保護条例でこのような不服申立ての前置主義規定を設けることはできないため、請求者によっては行政事件訴訟法第8条の規定に基づき、不服申立てを経ずに処分取消しの訴えを提起する場合がある。

つまり、請求に対する諾否の決定を行ったならば、請求人や関係者から直ちにその取消訴訟を提起される可能性があるのである。

したがって、普段の心構えとして、請求に対する諾否の決定を行う場合は、その判断の根拠、理由等について客観的・合理的に説明が行えるよう準備を行っておく必要がある。

現時点においては、前述のとおり、各自治体で設ける個人情報保護制度の請求権には違いがあり、また、おおむね共通して設けている開示請求権であっても請求の対象となる個人情報の記録を不開示とする事由は複数ある。また従前は、処分性を持たせていなかった個人情報の記録の取扱いに関する是正申出について、個人情報保護

示請求者が拒否の理由を明確に認識しうるものであることが必要であると考えられます。

6. 第6章 罰則

Q 正当な理由のない提供に対する罰則の対象として、どのような例が想定されますか。(行政保護法53条、独法保護法50条)

A 役員若しくは職員又は受託業務の従事者(役員若しくは職員であった者又は従事していた者を含む。)が、個人の秘密が記録されているデータベースをフロッピー等の媒体に複写して、業務上必要がない者に提供した場合を想定しています。

Q 行政機関の職員には、非常勤の職員及び特別職の職員は含まれますか。(行政保護法53条～55条、独法保護法50条～52条)

A いずれも含まれます。行政機関の職員とは、一般職又は特別職の国家公務員の別や、常勤又は非常勤の職員の別を問いません。

独立行政法人等の役員又は職員についても、同様に考えることができます。すなわち、独立行政法人等の業務に従事しているか、独立行政法人等から任命されているか、独立行政法人等から給与を支給されているかなどの要件から判断することになると考えられます。

❖ 調査書・指導要録

◆ 調査書中、「総合所見」欄の不開示は適法とされ、「各教科の学習の記録」、「学習の総評」、「身体の記録」欄の不開示は違法とされた事例

(大阪地裁平成6年12月20日判決・平成3年(行ウ)24号・50号、判時1534号3頁、判タ883号148頁、判例自治136号54頁)

公文書

調査書についても、それを開示するためには、開示時点において、調査書が現実に作成され、公文書として存在していることが必要である。しかし、本件調査書のように近く作成・存在することが確実となっているものについて開示請求をする場合やその決定をする場合にまで、各時点で既にそれが公文書として存在していることは必要はないのであり、したがって、右のような公文書について、開示請求及びこれに対する決定をするに当たっては、その対象となる公文書が存在していることは要件ではないというべきである。

そうすると、本件調査書については、原告が開示請求をした平成3年1月7日当時はもちろんのこと、本件不存在通知がなされた同月16日当時もいまだ右調査書は作成されていなかったのであるが、右いずれの時点においても、開示請求をすることはもちろん、開示・非開示の決定（この場合の開示決定は文書が作成された後に開示するとの内容となる。）もすることができたといわなければならない。

処 分

被告市教委（教育長）が本件不存在通知をした平成3年1月16日当時はいまだ本件調査書は存在しておらず、したがって、それに記載されるべき内容も不明であり、原告の開示請求に対して、その可否の判断をすることもできなかったのであり、また、本件不存在通知の内容と本件調査書が存在していないとのみ記載されている点からしても、被告らが主張するように、右通知は単に本件調査書はいまだ存在していないとの被告市教委（教育長）の認識したところを請求者である原告に通知したものにすぎず、その内容として本件調査書を開示することを拒否するとの意思まで含んでいないとも解されないではない。しかし、《証拠略》によれば、本件不存在通知当時、被告市教委においては、文部省、大阪府教育委員会の方針に従い、調査書は開示請求の対象にはならな

◆「〇〇〇〇に係る高等学校生徒指導要録及び中学校から送付された中学校生徒指導要録抄本」及び「〇〇〇〇に係る熊本県立〇〇〇〇高等学校入学者選抜関連資料（調査書・成績一覧表等の資料一切）」の部分開示決定に対する異議申立て

【熊本県】（平成14年2月26日諮問第1号）

第1 審査会の結論

熊本県教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成13年6月26日に行った部分開示決定において不開示とされた高等学校生徒指導要録の「指導上参考となる諸事項」中「行動の特徴及び特技等」欄、中学校生徒指導要録抄本の「行動の記録」中「I 行動の状況」欄並びに調査書の「特別活動の記録」欄のうち生徒の活動状況についての教師による評価が記載されている部分及び「行動の記録」欄（以下「本件不開示部分」という。）に記録されている情報については、開示すべきである。

第2 諮問に至る経過

- 1 平成13年6月12日、異議申立人〇〇〇〇は、熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、「〇〇〇〇に係る高等学校生徒指導要録及び中学校から送付された中学校生徒指導要録抄本」及び「〇〇〇〇に係る熊本県立〇〇〇〇高等学校入学者選抜関連資料」（調査書・成績一覧表等の資料一切）」について開示請求を行った。

なお、異議申立人は、死亡した〇〇〇〇の父親であり、〇〇〇〇に係る個人情報について、自己に関する個人情報として開示請求を行ったものである。

- 2 平成13年6月26日、実施機関は、〇〇〇〇に係る個人情報を異議申立人の自己に関する個人情報として開示請求することを認め、当該開示請求に係る個人情報として次の表の左欄に掲げる行政文書に記載されている情報を特定し、同欄に掲げる行政文書の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる部分に記録されている情報を除外し、その余を開示するという部分開示の決定（以下「本件部分開示決定」という。）を行った。

開示請求に係る個人情報が記録されている行政文書	不開示部分
-------------------------	-------

〔個人情報保護〕

自 答 番 号	治 年 月 日	体 日 号	件 名
------------------	------------------	-------------	--------

3 医療・福祉情報

◇診療報酬明細書

開示としたもの

豊 島 区 平成12年8月29日 答 申 第 14 号	「公開申出人に係る平成10年8月分から同年12月分までの診療報酬明細書」の不開示決定に対する異議申立て
-----------------------------------	---

一部開示としたもの

福 岡 市 平成13年12月28日 平 13 答 申 第 1 号	「診療報酬明細書（〇〇クリニック：平成8年1月～平成12年11月）」の一部開示決定に対する異議申立て 〔7401〕
--	---

福 岡 市 平成13年12月28日 平 13 答 申 第 2 号	「診療報酬明細書（〇〇クリニック：平成8年1月～平成12年11月）」の一部開示決定に対する異議申立て
--	--

不開示としたもの

兵 庫 県 平成6年1月28日 答 申 第 13 号	「特定の者に係る診療報酬明細書」の非開示決定に対する異議申立て
----------------------------------	---------------------------------

◇医療相談記録等

開示としたもの

宮 城 県 平成15年4月18日 答 申 乙 第 6 号	「医療なんでも相談記録票（私本人の相談内容と医療機関の回答と県が私に回答したことすべて）」の部分開示決定に対する異議申立て
------------------------------------	---

一部開示としたもの

福 島 県 平成8年1月25日 8 個 審 第 1 号	「平成2年4月9日付け相談カード（異議申立人に係るもの）」の部分開示決定に関する異議申立て
-----------------------------------	---

◇診療記録等

開示としたもの

札 幌 市 平成13年9月27日 答 申 第 14 号	消防長が行った「平成〇年〇月〇日に私が〇〇から〇〇病院に運ばれた際の『傷病者引継書』の一部開示決定に対する審査請求
-----------------------------------	---

〔個人情報保護〕